

「海賊対処法案」に反対する声明

政府は、現在、自衛隊法 8 2 条に基づく海上警備行動を発令し、ソマリア沖・アデン湾に自衛隊を派遣し、日本国関係船舶の航行の安全確保を目的とする活動を行っている。これ自体が自衛隊法 3 条 1 項に定める「自衛のため」の範囲を超えること、自衛隊が武力を行使することを容認することにおいて憲法 9 条に抵触するおそれがあることはつとに指摘されているところである。

政府は、上記対応に加え、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（以下「海賊対処法案」という。）を今通常国会に提出し、4月23日衆議院を通過した。同法案は、海賊行為への対処は海上保安庁が必要な措置を実施するものとするが、特別の必要がある場合、防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊に海賊行為に対処するため必要な行動をとることを命ずることができることと定めている。

海賊対処法案は、対象地域を限定していないものの、現在のソマリア沖・アデン湾における海上警備行動に際して、他国の船舶からの護衛を要請される事態に遭遇し、国際協調を目的として、外国船籍を含む船舶の航行の安全を確保するための自衛隊による海上警備行動を可能にすることを意図していることは明らかである。

自衛隊法 8 2 条による海上警備行動に認められている武器使用が、犯人逮捕や正当防衛・緊急避難のために限定されているところ（警察官職務執行法第 7 条が準用）、この法案は新たに「海賊」が警告射撃などの制止の措置に従わず「船舶に著しく接近」する等の海賊行為を継続しようとする場合に、「海賊」から発砲がなくとも、「進行を停止させるために他に手段がない」場合には、先行的に危害射撃を行うことを認めている。

また、活動地域は、日本の領海に限らず、世界中の公海へと無限定に拡大することを容認しており、自衛隊による武器使用の機会が拡大するという危険性を有している。

このような海賊対処法案を安易に認めると、今後海外での武力活動の拡大につながるものが憂慮される。たとえ相手が海賊行為を行う私人であったとしても、自衛隊の上記行動は、武力の行使、武力による威嚇を禁止した憲法 9 条に抵触するおそれがある。

また、このような重大な問題点を含む対処行動をとることを予定する海上警備行動の発令に際して、国民代表機関である国会への事後的報告しか認めておらず、国民主権、民主主義を不当に軽視するものである点で看過しえない重大な問題がある。

「海賊」問題の真の解決には、中央政府が崩壊し、政治的・経済的混乱が続くソマリアの秩序の回復と、その経済的な復興の支援が不可欠である。それと共にソマリア周辺国の地域協力による海賊対策のための警備能力向上支援のため技術的・財政的援助が求められている。今必要とされているのはこのような日本国憲法の精神に即したソフトパワーを中核とする平和的対処である。

以上の理由から、当会は自衛隊派遣を規定する「海賊対処」法案に反対するものである。

2009年（平成21年）4月28日

大阪弁護士会

会 長 畑 守 人